

鳥インフルエンザ発生時の迅速な防疫作業に向けて  
～作業へのご協力をお願いします～

鳥インフルエンザが発生した場合、鶏卵や鶏糞、飼料等も汚染物品として処分の対象となります。特に、鶏舎からの鶏糞の搬出作業を迅速に行うには、作業に習熟されている農場作業者の皆様のご協力が必要です。また、家畜伝染病予防法において、家きんの所有者は、家畜の伝染疾病のまん延を防止するために責務を有するとされています。

つきましては、万が一自農場で鳥インフルエンザが発生した場合は、下記についてご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

鶏舎内鶏糞や堆肥舎内堆肥の搬出作業  
(農場で所有するホイルローダー等を使用)  
鶏卵収集作業  
飼料タンク内飼料の回収作業

\_\_\_\_については特に協力を求める作業



防疫作業における重機による鶏糞除去

吉岐家畜保健衛生所 (久住呂、中島)

TEL0920-45-3031 (夜間・休日も転送電話で対応します)